

(別添2)

バイオマスマーク認定商品の複数併用に係る手引

一般社団法人日本有機資源協会
2019(令和元)年9月1日施行

第1 目的

この手引は、既に認定されたバイオマスマーク商品を複数併用して商品を構成する場合、手続きや利用方法を定めるものです。

第2 バイオマスマークの使用方法

バイオマスマークの使用契約者は、バイオマスマークの不適正な表示により消費者の商品選択を誤らせ、公正な競争が阻害されるおそれが生じないように、バイオマスマークの適正使用に努めていただきます。

(別紙 「公正取引委員会事務局の実態調査報告書」参照)

第3 申請と使用期間

1 バイオマスマーク認定商品併用に係る認定申請書等

(1) 申請

1) 複数のバイオマスマーク使用契約を保有する事業者が、客先等の要望で複数のバイオマスマーク認定商品を併用する場合は、次のいずれかの対応を使用契約者管理責任の下、お願いします。

①併用する認定商品が全て同じバイオマス度の場合：同じバイオマス度表示マークを使用し、各使用部位を明記する。

②併用する認定商品のバイオマス度が異なる場合：バイオマス度表示のないマークを使用することとなるため、バイオマスマーク使用契約保有者が、複数複数併用におけるバイオマス度表示なしの申請を行う。

(様式10)

2)異なるバイオマスマーク使用契約者のバイオマスマーク認定商品を複数併用して商品を構成する場合、利用者に新たな認定番号を申請していただきます。所定の様式11の認定申請書と誓約書を、最終商品1件ごとに提出してください(寸法違いやデザイン違いのものはまとめて1件として申請できます)。

①併用する全てのバイオマスマーク認定商品のバイオマス度が同じ場合は、バイオマス度入りを表示いただきます。

②バイオマス度が異なる場合はバイオマス度なしのマークとなります。

(2) 使用期間と更新

(1) の申請が承認された商品に使用できる期間は、協会が規定する1年度内(4月1日～翌年3月31日)に限り、年度をまたいで使用する場合は、新年度初め(4月1日)までに、改めて(1)の申請を提出することとします。

2 費用

上記申請で、2)の該当者で様式11により申請で行う者が、新たな認定番号を取得する際は、最初の1件目はバイオマスマーク普及促進の目的で無料で行いますが、2件目以降は1件毎に、5,000円(税別)／件の事務手数料を納付いただきます。＜該当品が年度をまたいで継続する際の申請時は無料です＞

※ 振込先は下記のとおりです(振込手数料は申請者負担願います)

口座名義	一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事業
銀行名	三井住友銀行 日本橋東支店
普通預金	口座番号 7548385

第4 申請の承諾と通知

申請書及び誓約書を受けた事務局は、書類内容によりバイオマスマークが付与できる要件を満たしていることを確認した後、「認定バイオマスマークの複数併用許諾通知書」を発行とあわせてバイオマスマークの印刷データを送付します。

第5 バイオマスマーク認定商品複数併用者のバイオマスマーク使用权

バイオマスマーク商品に認定商品を複数併用する場合、バイオマスマークを使用できるのは申請・誓約書を提出して承諾を得た事業者で、申請書類に記載されている内容の商品に限ります。

ただし、併用する認定商品が同一の使用契約者商品であって、使用契約者が管理責任の下、使用許可をした場合は、利用者がバイオマスマークの使用ができるものとしします。

第6 バイオマスマークの使い方

1 マークの仕様

(1) 事務局から送付する印刷データを縮小または拡大して使用してください。

ただし、マークが変形したり、文字の部分がつぶれてしまうような縮小を行って使用することはできません。

(2) 商品やカタログなどに使用する際には、印刷データと同じ色(C95%・M35%・Y100%・K25%)を原則としますが、地色との兼ね合い等で変更が必要な場合は、単一色であることと、濃淡・模様・装飾などを施さないことを守ってください。

(3) 当該商品に複数箇所表示することができますが、バイオマスマークを相互に連結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。

(4) バイオマスマークを表示する際、対象商品の大きさやスペース等の要因で「バイオマス」や「認定番号」の表記が困難とか考えられる場合は、事務局にお問い合わせ・相談ください。

2 マークを付す方法

印刷、シール、刻印、エンボス等製品に最も適した方法を選択できます。

第7 文字による説明

消費者等にバイオマス由来の商品であることが明確に判るよう、バイオマスマークの近い位置に文字による説明を記載できます。

1 簡易な説明を記載する場合

バイオマスマークの表示箇所がバイオマス使用部分でない場合またはバイオマスを製品の一部に使用している場合は、使用部位を「バイオマス」の文字の下に必ず記載してください。(図1 参照)



図1

2 詳しい説明を記載する場合

- (1) 使用しているバイオマス原料の種類やバイオマス商品の利点などを記載する説明には、解りやすく表示してください。(図2参照)
- (2) 記載場所は原則としてマークの下または横の位置とします。
- (3) 記載する内容は、消費者に誤解を与えるような不明瞭、不適切な内容は避けて簡潔に表示することとし、あらかじめ事務局の承認を得なければなりません。



この商品は、一部に植物由来の原料を使用しています

使用部位：筐体

図2

第8 バイオマスマーク商品であることの呼称の使い方

バイオマスマーク商品について広告などを行う場合の呼称は「バイオマスマーク商品」、「バイオマスマーク認定商品」のいずれかの表現を使用し、これ以外の呼称またはこれと紛らわしい表現は避けてください。

第9 広告・宣伝活動における表示等

バイオマスマーク商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログ

などの印刷物にバイオマスマークを使用する場合には、消費者が認定商品をはっきり識別できるように表示してください。

バイオマスマーク商品の広告・宣伝に際しては、バイオマスマークの使用を認定されたことについて、消費者にわかりやすい説明を行うようご配慮ください。

第10 バイオマスマークと並列した表示や表記について

バイオマスマークの近くに他の認証マークなどを表示することは可能ですが、バイオマスマークと関連しているかのような表記は避けてください。

別紙

【公正取引委員会事務局の実態調査報告書】

公正取引委員会は環境問題への社会的関心の高まりを受けて、環境保全に配慮していることを広告表示した商品の実態を把握するために調査を行い、その結果を下記の報告書のとおり発表しています。

以下、その内容を記載しますので、バイオマスマーク使用者はこのことに十分ご留意ください。

環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態調査報告書（抜粋）

平成13年3月

公正取引委員会事務局

第1 本調査の概要

1 調査の目的

近年、環境問題が社会的に大きく取り上げられる中、消費者の環境問題への関心は高まっており、消費者は、商品を購入する際に、その商品が環境保全に配慮した商品であるかどうかを商品選択要素の一つとするようになってきている。

また、事業者は、社会的要請等に応じて環境保全に配慮した商品を開発し商品化するとともに、消費者の環境問題への関心を考慮して、商品の販売に当たっては、環境保全に配慮していることを強調して表示する傾向にある。広告表示の中には、環境保全の効果を過度に強調していると思われるものや、その効果について具体的に説明していないために消費者に誤認を与えられと思われるものもみられる。

環境保全に関して適正な広告表示が行われない場合には、消費者の商品選択を誤らせ、公正な競争が阻害されるおそれが生じるだけでなく、社会全体の環境保全への取組に対する影響も懸念される。

このため、公正取引委員会は、環境保全に配慮していることを示す広告表示の実態を調査し、環境保全に関する広告表示についての景品表示法上の考え方等を整理することにした。

～ 略 ～

1 表示の示す対象範囲が明確であること

環境保全効果に関する広告表示の内容が、包装等の商品の一部に係るものなのか又は商品全体に係るものなのかについて、一般消費者に誤認されることなく、明確に分かるように表示することが必要である。

～ 略 ～

2 強調する原材料等の使用割合を明確に表示すること

環境保全に配慮した原材料・素材を使用していることを強調的に表示する場合には、「再生紙60%使用」等、その使用割合について明示することが必要である。

～ 略 ～

3 実証データ等による裏付けの必要性

商品の成分が環境保全のための何らかの効果を持っていることを強調して広告表示を行う場合には、当該商品を通常の状態で使用することによって、そのような効果があることを示す実証データ等の根拠を用意することが必要である。

～ 略 ～

4 あいまい又は抽象的な表示は単独で行わないこと

「環境にやさしい」等のあいまい又は抽象的な表示を行う場合には、環境保全の根拠となる事項について説明を併記すべきである。

～ 略 ～

5 環境マーク表示における留意点

環境保全に配慮した商品であることを示すマーク表示に関して、第三者機関がマーク表示の認定する場合には、認定理由が明確に分かるような表示にすることが求められる。

また、事業者においても、マークの位置に隣接して、認定理由が明確に分かるように説明を併記する必要がある。

～ 略 ～